

令和 3 年小田原市議会 1 2 月定例会追加議案

(条例議案及び条例議案説明資料 議案第 9 7 号・議案第 9 8 号)

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 97 号 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政
策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 1

議案第 98 号 小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例…………… 2

○ 条例議案説明資料

議案第 97 号 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政
策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 5

議案第 98 号 小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例…………… 6

案 議 例 條

議案第 97 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等
に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 150」に改める。

第 2 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 155」に改める。

(小田原市政策監の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 小田原市政策監の設置等に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 150」に改める。

第 4 条 小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 155」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き下げるため提案するものであります。

議案第98号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 小田原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年小田原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市職員の期末手当の支給割合を引き下げるため提案するものであります。

條例議案說明資料

議案第 97 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き下げするため改正する。

[内 容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者並びに政策監に係る期末手当の支給割合を次のように引き下げることとする。(改正条例第1条～第4条関係)

区 分	現 行	令和3年度	令和4年度以降
6 月 期	100分の160		100分の155
12 月 期	100分の160	100分の150	100分の155

[適 用]

- 1 令和3年度の支給に係る期末手当の支給割合の引下げ
公布の日
- 2 令和4年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和4年4月1日

議案第 98 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市職員の期末手当の支給割合を引き下げるため改正する。

[内 容]

- 1 一般の職員に係る期末手当の支給割合の引下げ（改正条例第 1 条及び第 2 条関係）

一般の職員に係る期末手当の支給割合を次のように引き下げることとする。

（第 19 条関係）

区 分		現 行	令和 3 年度	令和 4 年度以降
再任用職員 以外の職員	6 月 期	100 分の 127.5		100 分の 120
	12 月 期	100 分の 127.5	100 分の 112.5	100 分の 120
再任用職員	6 月 期	100 分の 72.5		100 分の 67.5
	12 月 期	100 分の 72.5	100 分の 62.5	100 分の 67.5

- 2 特定任期付職員に係る期末手当の支給割合の引下げ（改正条例第 3 条及び第 4 条関係）

特定任期付職員に係る期末手当の支給割合を次のように引き下げることとする。

（第 8 条関係）

区 分	現 行	令和 3 年度	令和 4 年度以降
6 月 期	100 分の 167.5		100 分の 162.5
12 月 期	100 分の 167.5	100 分の 157.5	100 分の 162.5

[適 用]

- 1 令和 3 年度の支給に係る期末手当の支給割合の引下げ
公布の日
- 2 令和 4 年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和 4 年 4 月 1 日